

議案第 4 号

令 6 防 開 第 127 号
令和 7 年 (2025 年) 2 月 6 日

山口県都市計画審議会会長 様

防府市長 池 田 豊

防府都市計画区域内における特殊建築物の位置について（諮問）

防府都市計画区域内における特殊建築物（産業廃棄物処理施設）の敷地の位置について、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 51 条ただし書の規定により、貴会の意見を求めます。

記

特殊建築物（産業廃棄物処理施設）の位置等の概要

1 敷地の位置

- | | |
|---------------|--------------------------|
| (1) 地 名 地 番 | 防府市大字浜方字大浜三ノ杵 534 番 86 他 |
| (2) 用 途 地 域 | 工業専用地域 |
| (3) 防 火 地 域 | 指定なし |
| (4) その他の地域地区等 | 法第 22 条区域 |

2 設 置 者 周南市浜田一丁目 6 番 5 号 株式会社ただおザウルス 代表取締役 多田尾 隆幸

3 用 途 産業廃棄物処理施設

4 敷地面積 9,898.61 m²

5 処理能力 破碎処理施設 : 廃プラスチック類 288.24 t / 日

木くず 293.52 t / 日

がれき類 293.28 t / 日

6 周囲の状況

当該施設の敷地は、JR 山陽本線 防府駅から南西側に直線距離で約 5.8 キロメートル、山陽自動車道「防府西インター」から南側に約 6.0 キロメートルの距離に位置し、周囲は工場及び海に囲まれた場所にあります。

7 諮問の理由

当該施設は、防府市及び周辺市町の事業者、建築物解体工事において発生する廃プラスチック類・木くず・がれき類等の破碎処理を行う産業廃棄物処理施設です。破碎処理されたものは、再生材（セメント原燃料・木チップ燃料・固形燃料）等として再資源化され、循環型社会の形成に資するものです。

この施設は、建築基準法第 51 条に規定する特殊建築物（産業廃棄物処理施設）に該当し、都市計画において、その敷地の位置が決定しているものでないことから、同条ただし書の規定を適用しようとするものです。